

本PDFは著者物のため、掲載内容を無断で複写（コピー）・転載・販売することを禁じます。

第2回 環境省セミナーレポート

月刊 化学物質管理 編集部

月刊 化学物質管理では無料オンラインセミナー第2回として、2023年11月29日に環境省 大臣官房環境保健部 環境保健企画管理課 化学物質審査室 塚崎氏にストックホルム条約の概要とCOP、POPRCでの審議内容、担保法である化審法の審議状況などについて講演いただきました。本号の巻頭では、セミナーレポートとして読者の皆さまにとって有用と思われるポイントを当日寄せられた質問への回答と合わせてご紹介いたします。また、当日回答が難しかった質問についても、一部追加で回答をいただきました。

なお、誌面の都合上、レポートへの掲載を見送った内容(資料)も多々ございます。セミナーで使用した資料は、弊誌HPで現在もダウンロードいただけますので、本レポートとともにご参考にしていただけましたら幸いです。

※ セミナー資料は2023年11月の講演時の情報となっております。

セミナー資料掲載ページ：

https://johokiko.co.jp/seminar_chemical/AX2306X0.php

掲載ページへのアクセス：

月刊 化学物質管理 HP トップページ <what's new!>

月刊化学物質管理 厚労省・環境省・経産省による無料オンライン継続セミナーをクリックください。

1. ストックホルム条約 (POPs 条約) の概要と経緯

1. ストックホルム条約の概要と経緯
 ストックホルム条約とは

- POPs条約 (残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約) とは、残留性有機汚染物質の、製造及び使用の廃絶・制限、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等を規定している条約。



POPs (Persistent Organic Pollutants) 残留性有機汚染物質

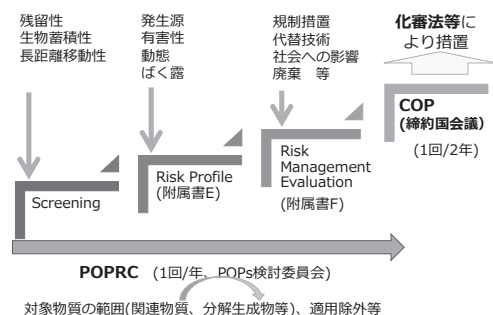
= ①毒性があり、
 ②分解しにくく、
 ③生物中に蓄積され、
 ④長距離を移動する物質。

→ 1カ国に止まらない国際的な汚染防止の取組が必要。

- POPRCにおいて、加盟国から提案された物質を専門家が3段階にわたって物質の危険性等を科学的知見等に基づき議論、検討し、その物質の取り扱いについてCOPに勧告を行う。その後、COPにおいて措置が決定された物質は、締約国の法律に落とし込まれ規制措置がとられる。
- POPRCは専門家により構成される会議であり、政府関係者はオブザーバーとして参加する。POPRCで勧告された内容を踏まえてCOPにて議論がなされることから、POPRCで議論の動向を確認し、産業の実態を説明する等により、議論が適切に進むようにしている。

1. ストックホルム条約の概要と経緯
 POPRC・COPとは

- 「残留性有機汚染物質検討委員会」 (Persistent Organic Pollutants Review Committee、通称POPRC。加盟国の31人の専門家から構成。) では、加盟国から提案された物質について、①スクリーニング、②危険性に関する詳細検討 (リスクプロファイル)、③リスク管理に関する評価の検討の3段階のプロセスを経て、締約国会議 (Conference of the Parties、通称COP) に勧告する。



対象物質の範囲(関連物質、分解生成物等)、適用除外等

2. 2022年6月会議(COP10)における審議

- COP10は2022年6月6日～17日、ジュネーブ(スイス連邦)で開催された。
- COP10での審議の内容は以下の通りである。

2. 2022年6月会議(COP10)における審議
PFHxSとその塩及びPFHxS関連物質の附属書Aへの追加

• スtockホルム条約の第10回締約国会議(COP10)における、ストックホルム条約関係の主な議題は以下の通り。

(1) 条約対象物質の追加

① **ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩及びPFHxS関連物質**
【主な用途】泡消火薬剤、金属めっき、織物、革製品及び室内装飾品、研磨剤及び洗浄剤、コーティング、含浸/補強剤、電子機器及び半導体の製造等
附属書A(廃絶)への追加を決定、適用除外なし

(2) 附属書掲載物質の「個別の適用除外」及び「認められる目的」の見直し

①デカブロモジフェニルエーテル
②短鎖塩素化パラフィン

(3) 条約の有効性の評価

3. 2023年5月会議(COP11)における審議

- COP11は2023年5月1日～12日、ジュネーブ(スイス連邦)で開催された。
- COP11での審議の内容は以下の通りである。

3. 2023年5月会議(COP11)における審議
メトキシクロル、デクロランプラス及びUV-328の附属書Aへの追加

• スtockホルム条約の第11回締約国会議(COP11)における、ストックホルム条約関係の主な議題は以下の通り。

(1) 条約対象物質の追加

① **メトキシクロル** 【主な用途】殺虫剤
附属書A(廃絶)への追加を決定、適用除外なし

② **デクロランプラス** 【主な用途】難燃剤
附属書A(廃絶)への追加を決定、適用除外あり(航空宇宙等)

③ **UV-328** 【主な用途】紫外線吸収剤
附属書A(廃絶)への追加を決定、適用除外あり(自動車部品等)

(2) 附属書掲載物質の「個別の適用除外」及び「認められる目的」の見直し

(3) 条約の有効性の評価

特集 1

GHS 制度と各国の導入状況【日本編】

～ SDS 制度に見る GHS と国内法規の関係性～

旭化成(株) 環境ソリューション事業本部 生産基盤統括部 製品安全部
渡邊 容子 (わたなべ ようこ)

はじめに

化学品の危険有害性の分類方法についての世界標準システム GHS (Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals) は、2003 年に ST/SG/AC.10/30 として初版が発行されてからちょうど 20 年が経過した。日本では、日本工業規格(現・日本産業規格) JIS Z7250:2005「化学物質等安全データシート」、JIS Z7251:2006「GHS に基づく化学物質等の表示」並びに JIS Z7252:2009「GHS 分類方法」の策定により導入が進められてきた。現在は、JIS Z7252:2019「GHS に基づく化学品の分類方法」と JIS Z7253:2019「GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル, 作業場内の表示及び安全データシート (SDS) Hazard communication of chemicals based on GHS -- Labelling and Safety Data Sheet (SDS)」へと引き継がれている。

化学品の取引において SDS はすっかり定着した感があるが、GHS は依然、私たちにとって難しい。

本記事では、GHS と日本の SDS 制度について、主に法規制の観点からなぜ GHS は日本の事業者にとって理解が難しいのかについて述べてみたい。また、次号【海外編】では欧州・北米・中国の各制度について、として主要な国の GHS 制度について紹介する。各国の制度

のうち、特に国連 GHS 制度との違いや独自の運用について焦点を当てて紹介したい。

1. GHS の原則

国連主導の GHS の導入に当たっては、以下の事項を原則として合意された¹⁾。

- 分類と表示システムの調和の結果として保護レベルが低下することがないようにすること。
- 危険有害性分類は化学物質に備わっている性質によって行われること。
- 調和とは、化学物質の分類並びに情報伝達における共通かつ首尾一貫した基盤のことであること。
- 調和の範囲とは、危険有害性分類の基準と危険有害性の情報伝達のツールとすること。
- GHS 導入のための経過措置が設けられること。
- 国際機関の関与が確保されること。
- 化学物質の有害性情報が理解できるようにすること。
- 既存のシステムで検証済のデータを GHS による再分類のために受け入れること。
- GHS は既存の化学物質の試験方法の改訂を必要とすることがあること。

(j) 化学物質の危険有害性の情報伝達に当たっては、労働者と消費者の安全健康並びに公衆衛生と環境の保護が、所轄官庁の規定に従い企業秘密を保護しつつ実施されること。

この中には既に私たちにとって当たり前になっている事項と、私たちにとって直感的に理解するのが難しい事項の両方が含まれていることに注意を払う必要がある。

例えば、(b)における化学物質に備わっている性質 (intrinsic properties) とは、非常に広範囲の意味を含む言葉である。一部の固体粒子は、その粒子径や形状によって感作やがんを惹起しうることが知られている。また、誤えん性肺炎は炭化水素や塩素化炭化水素によって誘発されるが、GHSにおいて誤えん有害性と判定するための条件のひとつは動粘度の低い液体であることである。このように、化学物質がヒト健康有害性を発現するのは、必ずしも化学的な性質のみによるものではない。GHSにおける混合物の有害性分類判定においては、国連GHS改訂第6版より追加された誤えん有害性を除いては混合物の物理状態(固体/液体/気体)は考慮せず、ある有害性を示す物質の混合物中の含有量によってモデル的に判断する。そのため、GHSにおける混合物の有害性判定においては、製品を通常取り扱う条件では生じにくいばく露経路に基づく有害性が区分されることがある。

SDSを受け取った顧客から、「今まで扱っていた原材料や商品はこんなにも有害なものだったのか」と驚かれることがある。SDSを発行した事業者の社内でも「当社の製品がこんなに有害なはずがない」という声が上がることもある。最近ではGHSの理解が進み減りつつあるが、製品は粉末でないし吸入されるものではないから…と混合物の危険有害性を自社判断で取外す事例もあるかもしれない。SDSで伝達されるべき危険有害性とは、その製品がある形状になった特定のばく露条件でヒトにどのような有害性をもたらすかという情報である。構成成分の有害性の発現機序を把握しており、かつそれが物理的のみに起因することが明らかでない限り、適切な試験なしに混合物有害

性分類結果を恣意的に変更することは望ましいことではない。製品の取り扱いの過程でどのような形状になり、どのようなばく露をするかについては、化学物質の使用者、SDSを受け取った顧客がリスクとして判断し、過剰でない対策を講じる場所である。危険有害情報を恣意的に外すのではなく、リスクと対策について適切な情報を伝達することによって過剰な対策を顧客に強いることがないようにするのがリスク対策に重点を置いた化学品管理であると考えている。

少し乱暴な表現になるが、「GHSを導入したら危険有害性が付くようになる」のである。(a)で挙げているように、GHSの導入の結果、従来危険・有害とされていたものがそうでなくなることはない。ということは、今まで危険・有害とされていなかったものまでも危険・有害とされる可能性があるということであり、それがGHSの原則である。情報を受け取る側も情報を提供する側も、そういうものだという認識を持つことがGHSの理解の第一歩となる。

ところで、中国においてはGHSの危険有害性がある製品の一部は「危険化学品」として生産・輸入だけでなく輸送・貯蔵・使用の方法が実質上規制されている。製品にGHSの危険有害性が付くことで物流コストが上がったり、使用しにくくなったりといった実務上の問題が生じていて、GHSの原則と言っても対応に苦慮する局面が多い。本件についての詳細は後編で述べたい。

2. GHS策定の役割分担

世界標準システムとして作成されたGHSは、作成の過程で以下のように役割分担がされた¹⁾。

- ・ 物理危険性は国連危険物輸送に関する専門小委員会 (UN Sub-Committee of Experts on the Transport of Dangerous Goods (UNSCETDG))
- ・ 健康有害性・環境有害性は経済協力開発機構 (OECD)
- ・ ラベルやSDS等を使用した情報伝達については国際労働機関 (ILO)

特集 2

EUの一般製品安全規則について ～指令から規則へ～

TohL 経営相談室(経済産業大臣認定 経営革新等支援機関)
中小企業診断士 福井 徹(ふくい とおる)

はじめに

欧州では、域内市場に流通する一般製品の安全性向上を図るための基本的な法的枠組みを規定する法令として、EU発足前の1992年に採択された指令92/59/EEC¹⁾があった。

1993年マーストリヒト条約を設立条約としたEUの発足後、この指令の内容を強化する形で一般製品安全指令(2001/95/EC, General Product Safety Directive:GPSD)²⁾が2001年12月に採択、2002年1月に施行され、指令92/59/EECは2004年1月、廃止された。

以来、GPSDは約20年間運用されてきたが、2023年5月23日付け官報でこれを指令から規則として一般製品安全規則((EU)2023/988, General Product Safety Regulation:GPSR)に改定する告示がなされた。同規則は同年6月12日に発効しているが、適用されるのは2024年12月13日である³⁾。

本稿では改定に伴い導入された新たな概念や規制内容の概要や今後の見通し等について述べる。

1. 改定の背景

1.1 EUにおける消費者保護の思想

GPSD, GPSR共、その根底にあるのは欧州市場における消費者は保護されねばならないとする考えである。それは以下の様な、EUの法的根拠となっている基本条約に織り込まれている。

その1つである「EUの機能に関する条約(the Treaty on the Functioning of the European Union:TFEU)」⁴⁾ではEUの役割、政策、活動について規定されているが、その第169条で消費者の利益を促進し、高いレベルの消費者保護を確保するために、消費者の健康、安全、経済的利益を保護すると共に、消費者の利益を保護するために情報、教育、および組織化する権利を促進するとしている⁴⁾。

また2000年に公布された「EU基本権憲章(the Charter of Fundamental Rights of the European Union)」では、EU市民の基本的権利が定められているが、その第38条に高水準の消費者保護の確保が謳われている⁵⁾(EU基本権憲章は、2009年リスボン条約の発効により、公布当初にはなかった法的拘束力を備えた)。

これらは今回のGPSRの前文(4)および(5)でも言及され、GPSRの目的とするところはこうした消費者保護を確保することであると強調している。

1.2 GPSDの改定の必要性和経緯

今回、GPSDの改定に向けた取組みがなされたのは、その施行後、特に著しく高度化したデジタル技術等を背景に消費者市場の状況が大きく変化し、以下の様な新たな課題が顕在化したためである：

(1) 新規技術が導入された製品への対応

例えばAIの様に学習機能を備えているデバイスを組み込んだもの、あるいはソフトウェアの更新を伴う製品等では、使用に伴い、当初はなかったリスクが増大していく可能性があり、従来とは異なった安全性向上対策が必要である。

(2) オンライン販売製品の安全性確保

オンライン販売は飛躍的な商圏拡大効果をもたらし、消費者に大きな利便性をもたらす反面、特にEU域外からの製品の大量の流入に対する有効な市場監視手段が未確立で、製品安全性の保障が不十分な状況である。加えて近年のCOVID-19の感染拡大によりオンライン市場での取引に一層拍車がかかり、これに伴い詐欺や違法商品に関するトラブルが大きく増加している。このため遵守すべき義務等を明確化し、製品安全性の一層の向上が必要である。

これを受けて欧州委員会(European Commission:EC)は、製品の安全性確保の仕組みが不十分な状態となり、消費者保護の原則が揺らいでいるとの認識に立ち、2020年6月に「新たな消費者アジェンダ(New Consumer Agenda)」策定への取組みを開始、同年6月30日～10月6日のパブリックコンサルテーションを経て、11月13日に採択した⁶⁾。

この中では、より環境に優しく、安全なデジタル化、脆弱な消費者に対する保護、国際協力の強化等の目標が提示された。これらの目標はそれまでに公表された欧州の新たな成長戦略である欧州グリーンディール(The European Green Deal、2019年12月公表)⁷⁾や新循環型経済行動計画(A new Circular Economy Action Plan、2020年3月)⁸⁾といった取組みを補完するものであるとされている。

そしてGPSDの改定は、上記課題への確実な対応を提供するべきであるとしている。

こうした動きを踏まえ、2021年6月のECによるGPSRの法案採択後、2022年11月には欧州議会と欧州連合理事会間でのGPSRの提案に向けた暫定的合意がなされ、2023年3～4月にGPSRの新たなテキストが両者によって採択され、前記の同年5月の官報での公布となった。

なお改定におけるこれまでの指令から規則への変更の理由については、GPSRの前文(3)に述べられている。すなわち指令では達成されるべき結果は規定するものの、その具体的形式や方法は加盟各国の国内法の制定に委ねられているのに対して、規則では全ての加盟国に直接適用され、各国の国内法と同様の拘束力を有する。このため指令において問題化し易かった加盟国による国毎の微妙な差異の余地を残さず、明確かつ詳細な規制を課すための法的手段としては規則とするのが適切であり、EU整合法令^{*}の対象製品に対して適用されている市場監視の法的枠組みとの整合性を確保し易い。そしてこうしたEU全体での一貫した規則として適用することにより、規制に伴う負担も更に軽減される。

* EUでは特定分野の製品に対し、その満たすべき要件を加盟各国の規定に委ねることなく、EU全体の法令で規定し、調和化を図っている。これらをEU整合法令(Union harmonization legislation)というが、現在、70の指令・規則があり、これらは市場監視と製品適合性に関する規則((EU)2019/1020)⁹⁾の附属書Iで指定されている。電気電子機器を対象とするRoHS指令2011/65/EUもその1つである。

2. GPSRの基本事項

(1) 全体構成

GPSRは前文108節、11章、52条および1附属書より構成されている。後述する様々な新たな規定や概念の導入を反映し、これまでのGPSD(前文40節、7章、24条および4附属書)に比べ、大幅に増加した。

特集 3

欧州のサーキュラーエコノミーの動向 ～昨年の振り返りと新年の動き～

(公財)日本生産性本部 コンサルティング部 エコ・マネジメント・センター長
上智大学大学院 地球環境学研究科 非常勤講師
喜多川 和典 (きたがわ かずのり)

はじめに

EUにおいてサーキュラーエコノミー(CE)政策が議論され始めてすでに10年以上が経過した。しかしながら、今日においてなお、日本とEUの間にはCEに関わる考え方と理解は大きく異なっている。一方でCEとはなにかとなると、その定義は各国・各産業で多種多様であり拡散されたままである。ある研究者が調査したところ、全世界で114の定義が確認されたそうだが、その後もCEの定義は増え続けているとの報告がある。

このようなことから、日本は独自のCEを追求すればよいとの論も成り立つわけだが、現代的なCEを最初に主唱し始めたEUのCEが有する潜在的な影響力は、EUのCEのなかにだけある政策概念に依拠するものと、私は見ている。それが「持続可能な製品政策」(SPP)である。

SPPとは、EUの第2次サーキュラーエコノミー行動計画(2020年3月)の核心にある政策概念である。これが導入された目的は、EU市場に投入される製品が循環型の設計であることを確保することである。ここ

で言う循環型とは、耐久性があり、修理やアップグレードが容易で、完成品としての寿命がきたときにもまだ寿命が残っている部品は取り出してリユースに回すことが容易にでき、残りの部分についてはリサイクルしやすくなっていることを意味する。さらに、この政策概念はメーカーなどに対し、生産したすべての製品についてライフサイクル全体の管理を行い、寿命がきた製品の他目的用途でのリユース(リバーパス)を促す責任を課す目的がある。

SPPに至った背景には、これまでEUが迎ってきた資源循環政策の歴史的背景がある。手短かに振り返ると、その始まりは1990年頃から導入された「拡大生産者責任政策」(EPR)である。日本の容器包装・自動車・家電のリサイクル法はいずれもこの政策概念がベースとなっている。EPRを導入したのは日本だけではない。アジアや南米諸国でも広く用いられている。しかし、EUでは、加盟国政府ごとに異なる法律が作られ運営されたため、域内の自由なモノの移動が制限されると、10年も経たないうちにEPRの上位概念である「統合化製品政策」(IPP)へと政策の中心が移行する。これは品目別にパッチワークで行われていたリサ

イクルを統合化して、誰もが自由に参入できるオープンなリサイクル市場を創成するための政策であった。この政策に基づき実施された法令がREACH, RoHSである。これらの法令が目指したのはEUで循環する資源を無害化することであった。日本では製品に使用される有害物・化学物質の規制として見られるこれらの制度は、資源循環政策と表裏一体なのである。また、IPPが生み出したこれらの規制も日本を含む世界各国に広がり、多大な影響を与えた。このように、EUが打ち出した環境政策はいずれも全世界に多大なインパクトを残してきたのである。

そして今回やってきたのがSPPである。これまでのEPRやIPPでは、製品が使用済みになったあとの廃材のリサイクルは、ビジネスの本体、すなわちバリューチェーンから切り離されたところで実施されてきた。しかし、SPPではバリューチェーンの内側で製品・部品・材料を使い続け、循環利用のための管理を行い、資源循環をこれまで以上に内部化させることを狙っている。

日本の資源循環政策は、使用済み段階に対するEPR政策の段階に留まり、EUのIPPに見るような統合化・内部化に重点を置いた政策議論がなされなかった。そのため、EUのSPPを理解する政策基盤をもたないことが、日本とEUのCEに関わる現在地での差となっているものと考えられる。

以上を踏まえ、EUにおける昨年のCE政策の動向を振り返ると、いずれもこのSPPを核としていることが見てくる。そして今後、おそらく世界の資源管理政策はこの流れの影響を受けるに違いない。

1. エコデザイン規則の採択

上記のSPPが法的に落とし込まれたのが新しいエコデザイン規則(ESPR:Eco-design for Sustainable Products Regulation)である。2022年3月30日に法案が公表され、2023年7月12日、欧州議会は基本指針を承認した。

この法令の略称が「エコデザイン規則」であっても、製品設計に留まることなく、製品の全ライフサイクル

をカバーする、「製品の長寿命化」と「製品の循環利用」を実現させる全ライフサイクル管理システムがセットでなければならないことが要求される。その適用範囲は、食品、飼料、医療製品を除く、ほぼすべての製品を網羅する見込みである。同法に基づき、欧州委員会により製品品目別の委任法が制定されると、該当する品目のすべての製品(EU内で生産されたものや輸入されたもの)に適用される。EUによれば、優先的に適用する対象品目として、蓄電池、電子機器、ICT、衣類などの繊維製品、家具および、鉄鋼、セメント、化学薬品などの中間製品を予定している。

2. EU電池規則案の採択

EUのSPPが最初に適用される製品品目は電池である。2023年8月17日、電池規則は、バッテリー製品の全ライフサイクル(原材料調達、設計・生産、再利用、リサイクル)を対象とするEU初の規制として施行された。

特に今後大きく成長する電気自動車(EV)のリチウムイオン電池(LiB)については、そのライフサイクル全体を管理し、最初のEV搭載での利用ができなくなった場合でも、他の目的でのリユース(リパーパス)を積極的に行わなければならない。また、回収されたLiBからはリチウム、コバルト、ニッケルを高純度で回収して再び新しいLiBの製造原料として再利用しなければ、新車に搭載することが許されない規定も盛り込まれている。まさに製品の全ライフサイクルを管理することを要求するSPPの思想が全面的に適用される形となった。

3. 新使用済み自動車規則案の公表

2023年7月、使用済み自動車(ELV)指令に将来置き換わる新しいELV規則の法案が公表された。この法案においてもSPPがその下敷きになっていることは疑う余地がない。

これまで別枠の法律で運用されてきた自動車の型式



サステナブル社会実現のための企業経営 —SBT (Science Based Targets) と企業活動への導入—

(一社)グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン
渡来 絢 (わたらい あや)

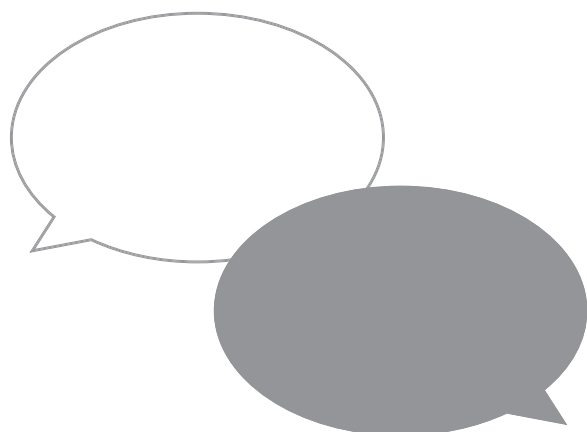
温室効果ガスの削減は国際的な課題として取り組まれ、企業は重要な役割を果たすこととなり、企業活動にも影響を与えるものとなっています。削減に向けて行った取り組みは積極的に情報開示していくことが、企業にとってメリットとなることも考えられます。今回は、企業が設定する温室効果ガス排出削減目標である SBT (Science Based Targets) の設定、評価、認定を行うイニシアティブの SBTi についてご紹介いただきました。

はじめに

2020 年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みが採択された 2015 年のパリ協定以降、世界的に温室効果ガス (GHG) 削減・抑制に関する取り組みが、そして昨今では GHG 排出量を全体的にゼロにするカーボンニュートラルやネットゼロに関する取り組みも世界中で見られる。

このように気候変動問題に関わる取り組みは、近年増加傾向にある。企業にとっては情報開示という観点にはさまざまあるが、SBT イニシアティブ (SBTi) もその 1 つである。同イニシアティブは、パリ協定で定めた科学に基づく気候目標 (SBT) の達成のために設立された国際的なイニシアティブで、複数の組織で運営している。そのうちの 1 つが、国連グローバル・コンパクトである。著者は現在、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン (以下、GCNJ) に所属しているが、

GCNJ は国連グローバル・コンパクトのローカルネットワークとして機能しており、国連グローバル・コンパクトの理念やミッションを日本国内で遂行する活動を展開している。日本企業が実際に SBT に取り組めるような活動も展開している。そこで本稿では、SBTi を運営している 1 組織である国連グローバル・コンパクトと、そのローカルネットワークとして機能しているグローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンについて簡単に触れたい。国連グローバル・コンパクトならびにグローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンでは、世界規模で抱えている課題解決に向けた取り組みを行っているが、本稿では主に環境に特化した取り組みを中心に紹介する。そして最後に国連グローバル・コンパクトが共同運営している SBTi について述べたい。なお、本稿は著者個人の見解であり、所属先の組織を代表とした見解ではない。



韓国における 化学物質規制 Q&A 集

回答: 日本ケミカルデータベース(株) 法規制調査スペシャリスト 伊藤 眞至 (いとう まさし)

2023年12月開催情報機構セミナーにおける質疑応答の記録に基づき、講師の伊藤眞至氏の監修によるQ&A集を作成いたしました。当日ご参加いただいた方々の関心に沿ったQ&Aではありますが、読者の皆さまにも参考にさせていただけるのではないかと思います。1月号の特集1(「韓国の化学物質の法規制対応 化評法、産安法、化学製品安全法について」(株)ケムトピア)の解説記事とあわせて、韓国における化学物質規制対応の一助としていただけましたら幸いです。 (編集部)

< 参照資料 >

「韓国における化学物質規制最新動向と企業の対応」(化学物質・環境規制ワークショップ 2023 第2回)

2023年12月8日開催 情報機構主催セミナー 講演資料

Q&A1

韓国へ試作サンプルを提出する際の資料として、MSDS・ラベル・化学物質の登録・申告、製品情報の提供が必要であるとセミナー中で説明がありました。構成成分100%の成分表の提出は必須なのでしょうか？LOC(確認書類)に必要な情報の記載があればLOCのみでよいのではないかと考えますが、いかがでしょうか？

LOCで充分ですが、輸入者が輸入手続きのために要求する情報は提供しなければならないでしょう。

月刊

化学物質 管理



Vol.08 2023/8～2024/7

発行 株式会社 情報機構

月刊：毎月1回発行
年12冊(年間購読)
体裁：A4 モノクロ
頁数：70-100頁
(号により変動)
価格：49,500円
(税込(消費税10%)/
年間購読：12冊)
ISSN：2424-1180

Concept

海外を中心に、必要な化学物質規制や関連情報を、「タイムリーに」「分かりやすく」「つっこんだ内容」で提供する

刊行の狙い

「国内、世界の化学物質規制が年々強化されている」
「海外を中心に、多数の関連規制をタイムリーに把握/対応するのに苦慮している」
「後手に回っている化学物質管理を自社の強みに変えたい」
⇒多々寄せられるこのような声に応えるべく、形式にとらわれず、タイムリーで必要性の高い情報を提供できる「雑誌」という媒体での情報提供を企画。月刊誌。

主な読者ターゲット

企業の含有化学物質/環境規制担当者、
RC担当者、安全衛生責任者、開発研究者、その他実務担当者

本誌の構成

- ・インタビュー～キーマンに聞く
- ・特集記事～国内外の規制動向
- ・各社の化学物質管理
- ・よもやま話
- ・コラム
- ・最新トピック
- ・ニュースレター
- ・質問箱 など

充実の ラインナップ

特集テーマ

- ・REACH, RoHS, CLP規則
最新動向
- ・米国TSCA・HCS・州法
- ・中国の環境・化学物質規制
- ・東南アジアの化学物質規制
- ・化審法、安衛法、毒劇法等
国内法規制
- ・各国のGHS対応
- ・危険物輸送動向
- ・世界の新規化学物質届出
- ・情報伝達ツール
など喫緊の課題の動向・対応策

キーマンへの インタビュー

経産省や環境省など
関連官庁をはじめ
工業会、大手企業など
業界のキーマンに聞く！

法令改正や法令対応、
化学物質管理に関する
取り組みなどを掲載

★Vol.6より冊子版+電子版の発刊を
開始いたしました！
詳細・申込はホームページをご確認下さい。
<https://johokiko.co.jp/chemmaga/>

★サンプル誌のご希望も承っております。
こちらのお申込みもホームページから

★月1回のメールマガジン配信中！
化学物質管理に関する情報をお届けします。

